

介護保険料の減免について

下記の理由により介護保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料を減免できる場合があります。減免適用要件や申請に必要な添付資料等については、次のとおりです。

【減免適用要件】

規定	適用基準		減免内容	必要添付資料等
災害	災害により著しい損害を受けた場合	全壊または大規模半壊	全額免除	官公庁の発行する り災証明書／被災証明書
		半壊または床上浸水	被害状況に応じて減額 ※	
死亡・障害・長期入院	生計維持者の死亡・障害・長期入院により、当該年度中の収入額が前年(1～3月に申請の場合は前々年)収入の1/2以下になる見込みの場合		現在の収入に値する保険料まで減額※	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・医療費の領収書 ・収入がわかるもの (給与明細／源泉徴収票等)
失業等	生計維持者の失業・事業の休廃止・農作物の不作等により、当該年度中の収入額が前年(1～3月に申請の場合は前々年)収入の1/2以下になる見込みの場合		現在の収入に値する保険料まで減額※	<ul style="list-style-type: none"> ・退職証明書／離職証明書 ・税務署への廃業届 ・倒産手続きの申立書 ・収入がわかるもの (給与明細／源泉徴収票等)
拘禁	刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合		全額免除	拘禁された事実、期間がわかるもの (在監証明書等)
低収入	低収入により生活困窮の要件①②のすべてに該当する場合。 (次項に記載)		1段階低い保険料段階まで減額	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金の通帳 ・印鑑 ・預貯金等の照会に関する同意書 (申請時配布)

※減免額は減免前保険料額の最大1/2となります。

例) 減免前 6段階82,248円→減免後 1段階21,456円＝半額以上減額となるため、半額の41,124円減額。

●低収入による生活困窮の要件●

①. 被保険者本人についての要件

- (1) 保険料段階が第2段階または第3段階であること。
- (2) 住民税課税対象者と生計を同じくしていないこと。
- (3) 被用者保険における被扶養者でないこと。

②. 被保険者本人および同一世帯の者についての要件

- (1) 居住用以外に処分又は運用が可能な土地若しくは家屋を所有していないこと。
- (2) 預貯金等の合計額が350万円以下であること。
- (3) 本人および同じ世帯の前年中(1～3月に申請の場合は前々年中)の収入合計金額が、下記の基準額以下であること。 ※非課税年金収入等を含む。

《基準額＝120万円＋(本人以外の世帯人数×48万円)》

例)2人世帯:120万円＋(1人×48万円)＝168万円(2人世帯の基準額)

【減免適用保険料】

申請された当月分から減免となります。(例:8月10日に申請→8月分の介護保険料から減免)

ただし、申請が納期限前7日を過ぎている場合は翌月分からとなります。

【注意事項】

※退職金、保険金、補償金、仕送り等により当面の生活に支障がないと認められる場合や、生活困窮の状態が近い将来に回復する見込みのある場合は、減免の対象とはなりません。

※減免が適用された後、申請内容に事実と異なることが判明した場合や、その後の事情の変化により不相当と認められる場合は減免の取消を行い、減免していた金額については追加徴収させていただきます。

※減免が適用されると、特別徴収から普通徴収に変更となる可能性がございます。

特別な事情もなく保険料を滞納している場合は、保険料負担の公平性を確保するため、地方自治法第231条の3第3項の規定により、財産調査を開始し、滞納処分を執行することがあります。納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

【申請場所・お問い合わせ先】

池田市城南1丁目1番1号

池田市 福祉部 介護保険課(市役所2階⑥番窓口)

TEL:072-752-1111 (保険料担当:内線308・309)